

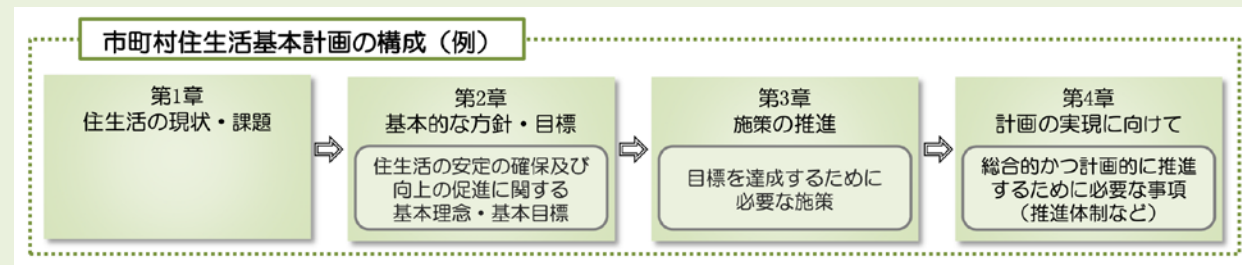
参考まとめシート - 計画策定の進め方・現況と課題のポイント

<住生活基本計画とは?>

住生活基本計画は、「住生活基本法」(平成18年法律第61号)に基づき、国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画として策定されています。計画においては、住生活の目標や基本的な施策などを定め、目標を達成するために必要な事項を定めます。

【住生活基本法の主な考え方】

- 1) **みんなの暮らしを支える、良質な住宅を供給していきましょう。**
(現在及び将来における国民の住生活の基盤となる良質な住宅の供給)
- 2) **愛着を持って住み続けられる、豊かな生活環境をつくりましょう。**
(住民が誇りと愛着をもつことのできる良好な住環境の形成)
- 3) **安心して住まいを確保できるような仕組みを整えましょう。**
(居住のために住宅を購入する者及び住宅の供給等に係るサービスの提供を受ける者の権利の擁護及び増進)
- 4) **住宅確保に支援が必要な方々に、安定した住宅の確保を進めましょう。**
(低額所得者、被災者、高齢者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保)



■検討体制とスケジュール (*計画と並行して公営住宅等長寿命化計画・空き家調査を実施します)

住民を含めた広聴会で、計画づくりの検討を5回行います。(このうち2回はワークショップ形式(WS)を予定)

*町民全世帯(約2,000世帯)を対象とし、住まいに関する町民の意向アンケートを実施(結果は2回目に報告)

- 8月上旬 第1回…資料を配布し、書面によるご意見聴取とします(コロナ渦対策による)。
 9月上旬 第2回(WS)…現況と課題を共有し、基本的な方向性を議論します。
 10月 第3回…目標や基本方針を確認し、主な住宅施策のあり方を検討します。
 11月 第4回(WS)…必要な住宅施策の骨子、地域別や重点的な取組みを整理します。
 01月 第5回…推進方を議論するほか、計画案を固めます。
 ↓
 02月 計画案をパブリックコメント(町民のご意見聴取)にかけます。
 04月 計画の策定、実施を開始します。

■関連するまちづくり計画との連携・整合性についても、調整を図りながら計画検討を進めます。

① 住宅および住宅施策に関わる現状と課題(主なポイント) *町民アンケート結果は除く

1)市街地

- 本町をはじめとする主に3つの市街地(本町地区の人口比率の増加:現在約7割)
- 内浦湾に面し、海と山に恵まれた豊かな自然景観
- 平坦な地形が少なく、斜面に住宅市街地の広がり

2)社会動向

- 人口減少の傾向(現在人口3,833人・2,131世帯。20年で3割人口減少、世帯数は近年横ばい)
- 少子高齢化の進展(年少人口は現在約1割で、近年は横ばい。高齢者人口比率は4割弱で増加傾向)
- 世帯人口の減少(この20年で一人世帯は約3割→4.5割に増加。高齢者世帯は4.5割に増加)
*子育て世帯は近年、微増に転換(5.6%→6.4%)

3)住宅の現状と動向 *町民アンケートの結果(町民ニーズ)を反映させていきます。

- 持ち家の占める割合は約6割(減少傾向)
- 公営借家の占める割合の高さ(約3割。*胆振管内平均の2倍)
- 民営借家の占める割合の低さ(約5%。新規建設数は年間10戸概ね横ばい)
- 戸建住宅は年間10棟程度建設。新規の分譲住宅地の人気、住宅建設用地の不足。
- 高齢者世帯が住む戸建住宅が、将来的に空き家化し増加する可能性
- 空き家バンクによる賃貸市場は一定の成果も、利活用する拡大余地の可能性

4)前計画の振り返り(主な施策評価:○=推進、▲=必ずしも十分とはいえない)

- 移住定住住宅の供給推進
- 民間賃貸住宅の供給支援(4棟26戸建設)
- 公営住宅の修繕・改善
- 空き地空き家の活用・適切な維持管理(空き家バンクなど)
- ▲住宅性能の向上や環境負荷低減の取組み
- ▲バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化やリフォーム等、安全安心や住み続ける取組みの支援
- ▲持ち家施策の展開、公営住宅跡地などを活用した住宅用地の供給

★今後のポイント:多様化する町民ニーズへの対応 →町民アンケート(実施中)結果を反映

- 例/子育て世代や働き世代(多様な住まい手)の住宅ニーズへの対応
- 例/空き家の増加、利活用のさらなる対策(改修支援や安全対策など)
- 例/安全安心や住宅性能の向上の支援展開(住み続けられる住宅へ)
- 例/住環境(住まいの周り)の快適性の向上
- 例/防災(地震・津波)面の安全性を考慮したまちづくり

② 計画見直しの視点(考えるキーワードの例)

